



沖縄労働局発表
平成29年9月28日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 松野 明広 賃金室長 嘉手納 尚 電話：098-868-3421
----	---

**平成29年度沖縄県最低賃金改正【714円⇒737円】周知
にかける街頭キャンペーンの実施について（取材依頼）**

平成29年度沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）については、平成29年10月1日（日）から改正、発効します。沖縄労働局（局長 待鳥 浩二）では、県内で働く労働者及び使用者をはじめ、広く県民に周知するため、下記により街頭キャンペーンを実施いたしますので、周知へのご協力、取材方、お願いいたします。

1 街頭キャンペーン実施内容

- (1) 実施年月日 平成29年9月29日（金）17：30～18：30
- (2) 実施場所 県庁前広場
- (3) 参加・協力機関 沖縄県、沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会議所連合会
那覇商工会議所、連合沖縄
- (4) 内容
 - ① 沖縄労働局長挨拶
 - ② 連合沖縄会長挨拶
 - ③ 参加・協力機関の協力を得て、通行人への別添リーフレットの配布

参 考

沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）